

東久留米駅西口昇降施設について

1. 主旨

平成5年度から6年度にかけ建設された東久留米駅西口昇降施設について、当時、建築基準法に定める確認申請がなされていなかったことの解消等、施設の現行法適合に向けた方策等を検討し、取りまとめたので報告する。

2. 駅西口昇降施設の現行法適合に向けた方策等について

施設の現行法適合に向け、次の課題や検討事項を踏まえ、現状施設の大規模改造工事（改修）及び改築について検討を進めた。

【課題・検討事項】

- ・ 現行の建築基準法への適合
- ・ 道路区域と都市計画道路区域との整合
 〈特定行政庁〉 → 道路区域からの除外
 〈東京都〉 → 道路区域と都市計画道路区域との整合性
- ・ 道路内の建築物としての対応
- ・ 富士見テラス機能の再建
- ・ 特定財源の確保

1) 改修の場合

施設の改修では、道路区域と都市計画道路区域との整合性から、昇降施設部の敷地を都市計画道路区域から除外することにより、都市計画に定められた駅前広場面積が減少する。

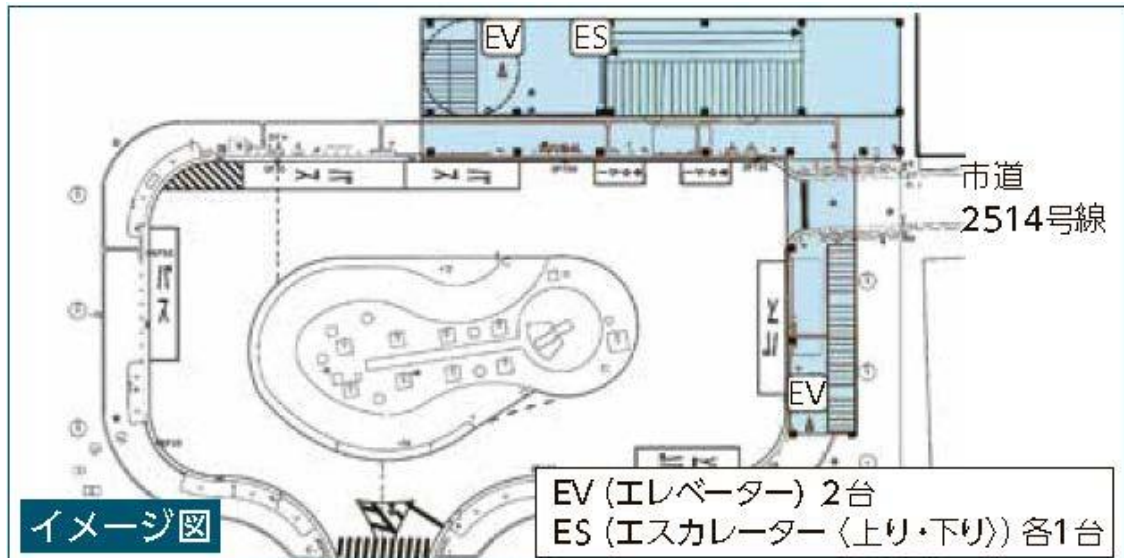
減少した面積分を駅前広場に隣接する敷地から確保することは困難であり、また、都市計画に定められた駅前広場全体の都市計画変更の必要が生じる。

【結果】 現状施設の改修による現行法適合は大変難しい状況と考えられる。

2) 改築の場合

【結果】 市道2514号線の上空を通過し、駅前広場歩道部へ連絡する都市計画施設（歩行者専用道）として改築することにより、現行法適合に向けた課題や検討事項への対応が可能と考えられる。
(裏面のイメージ図参照)

(裏面へ続く)



3. その他

- 駅前広場を利用される方々の安全性の確保や利便性の向上が期待される。
- 東京都や特定行政庁、交通管理者、鉄道事業者のほか、隣接する方々や関係機関等との協議が必要であり、今後、説明など進めていく。